

令和7年11月26日招集

茂原市議会定例会会議録（第4号）

議事日程（第4号）

令和7年12月5日（金）午前10時00分開議

第1 一般質問

- (1) 河野英美議員
- (2) 高山佳久議員

第2 議案第1号から第18号までの 質疑後委員会付託

第3 休会の件

茂原市議会定例会会議録（第4号）

令和7年12月5日（金）午前10時00分 開議

○議長（向後研二君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。
現在の出席議員は22名であります。したがって、定足数に達し会議は成立しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

議 事 日 程

○議長（向後研二君） 本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、それにより御了承願います。

————— ☆ ————— ☆ —————

一 般 質 問

○議長（向後研二君） それでは、これより議事日程に基づき、議事に入ります。

議事日程第1「一般質問」を行います。

昨日からの一般質問を続行します。

本日は、質問順位11番から12番までとします。

それでは、河野英美議員の一般質問を許します。河野英美議員。

（10番 河野英美君登壇）

○10番（河野英美君） 皆様、こんにちは。志友会の河野英美です。本日も多くの皆様に傍聴にお越しいただきまして、ありがとうございます。お一人でも多くの皆様に市政に関心を持っていただくことが、茂原市の活性化につながると思っております。定例会は年に4回開催されており、一般質問は2日間から3日間にわたり行われております。定例会の前には、ホームページに議員の質問項目も公開されております。市民の皆様に傍聴していただくことで、議員も行政も、緊張感やより強い責任感を持って臨むことができ、それが市民サービスの向上につながるかと考えております。傍聴はハードルの高いものではありませんので、お知り合いにお声がけいただき、引き続きよろしく願いいたします。

それでは質問いたします。大きく3つ伺います。今後の学校教育について、来年度から導入される離婚後の共同親権について、昨年9月定例会で質問いたしました行財政運営の向上についての中の行政手続のワンストップサービスについてです。

初めに、今後の学校教育について、市内で開催されたタウンミーティングについて伺います。まず、前提として、本年6月定例会で学校再編についての質問をいたしました。その中でも

述べましたが、本市の学校再編の経緯について、平成29年度から令和7年度の9年間を学校再編基本計画として策定し、その計画に沿った具体的な計画として第1次実施計画を策定し、西陵中と富士見中の統合、二宮小と緑ヶ丘小の統合を実施しました。第2次実施計画として、本納小と新治小の統合、本納小と豊岡小の統合、南中と早野中の統合を進めてまいりました。その中で本納小と新治小の統合が行われ、南中と早野中の統合は令和8年4月に決定しております。

ということで、学校再編の基本的な考え方である学校再編基本計画の期間は本年度までです。そこで来年度、令和8年度からの次期基本計画の策定が控えているという状況であります。それを踏まえまして、今回開催されたタウンミーティングの概要を伺います。

次に、共同親権について伺います。

共同親権とは、離婚後に父母両方に親権を認める制度、考え方です。婚姻中の夫婦は、共に子どもの養育に直接関わる共同親権の状態ですが、現在の日本では、離婚すると必ずどちらか一方の親だけが親権を持つ単独親権が規定されています。

共同親権の導入を柱とする改正民法は2024年5月17日に可決し、2026年5月までに導入されることになりました。政府はその後2025年10月31日に、共同親権の導入日を2026年4月1日とすることを閣議決定いたしました。戦後しばらくは父親が親権者になるケースが多く見られましたが、1965年に母親が親権者となるケースが父親を上回り、現在では8割近くの親権が母親に認められております。2024年の司法統計によれば、調停で争われている事件において、母親が親権を得たケースが全体の約94%に上ります。これは単独親権制度である日本独自のものです。

離婚後の共同親権が議論された背景には、離婚後に元妻が子どもに会わせてくれない、親権がないため子どもの教育に口を出せない、離婚後に子どもと関わることを制限されたというような意見があるためです。実際に親権争いに発展した場合には、離婚時に壮絶な経験をする方も多く、父親の場合、親権を得ることが難しいケースが見られます。また、2020年7月にEU欧州会議にて、日本の親が日本国内で子どもを連れ去る事例について、ハーグ条約を履行する措置を講じるように日本政府に要請したこともきっかけです。外務省のホームページによると、1980年に採択されたハーグ条約は、国境を越えた子どもの不法な連れ去り、例えば一方の親の同意なく子どもを元の居住国から出国させること、留置、例えば一方の親の同意を得て一時帰国後、約束の期限を過ぎても子どもを元の居住国に戻さないことをめぐる紛争に対応するための国際的な枠組みとして、子どもを元の居住国に返還するための手続や、国境を越えた親子の

交流の実現のための締約国間の協力等について定めた条約です。

日本人と外国人の間の国際結婚、離婚に伴う子どもの連れ去り等に限らず、日本人同士の本国内の場合も対象となります。日本は平成26年、2014年4月1日に締約国となっております。2019年に行われた外務省の調査によると、調査した24か国中22か国が共同親権を認めております。共同親権といっても、それぞれの国で何を共同とするかは異なります。

そこで、来年度から導入される共同親権における茂原市の取り組みについて、令和8年4月1日施行に向けた現在の状況を伺います。

次に、行政手続のワンストップサービスの進捗について。

ワンストップサービスとは、行政上の一連の手続を1回で、あるいは1か所の窓口で完了させることができるサービスのことです。昨年9月定例会で行財政運営の向上について質問した中で、機動力のある組織体制の整備については、総合企画部、財務部の新設という形で実現いたしました。一方で、書かないワンストップ窓口について質問したところ、窓口の設置場所やシステムの標準化が課題であるということでしたので、その進捗状況を伺います。

以上が最初の質問です。御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（向後研二君） ただいまの河野英美議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

市長 市原 淳君。

（市長 市原 淳君登壇）

○市長（市原 淳君） 河野英美議員の一般質問にお答えさせていただきます。

私からは、行政手続のワンストップサービスの進捗状況についての御質問でございますが、書かないワンストップ窓口の現在の進捗状況といたしましては、死亡の届出に伴って御遺族が行う各種手続をワンストップで支援する窓口、いわゆるおくやみコーナーの実施に向けた検討を進めているところでございます。

私からは以上です。

○議長（向後研二君） 教育長 富田浩明君。

（教育長 富田浩明君登壇）

○教育長（富田浩明君） 教育委員会所管に関わります御質問に御答弁申し上げます。

市内で開催されたタウンミーティングの概要についての御質問ですが、タウンミーティングは、10月から11月にかけて市内5か所で開催いたしました。テーマは「今後の学校再編の考え方・進め方について」及び「今後の地域と学校の協働について」と題し、それぞれの取り組み内容を御説明し、市民の方々から御意見を伺ったところでございます。

○議長（向後研二君） 福祉部長 佐久間栄一君。

（福祉部長 佐久間栄一君登壇）

○福祉部長（佐久間栄一君） 福祉部所管に関わります御質問に御答弁申し上げます。

共同親権について、令和8年4月1日施行に向けた現在の状況はどの御質問でございますが、本市の現在の状況といたしましては、民法の改正により、共同親権をはじめ、養育費、親子交流等について新しいルールが導入されることから、子育て家庭や関係機関が制度の趣旨を理解し、円滑に制度移行ができるよう、市公式ウェブサイトにはパンフレットや法務省へのリンクを貼り、制度の周知を図っております。以上でございます。

○議長（向後研二君） 再質問ありますか。河野英美議員。

○10番（河野英美君） 御答弁ありがとうございました。

では、初めに、学校教育について再質問いたします。タウンミーティングは、再編についてと、地域と学校の協働についての2部に分かれて説明したとのことですが、参加者数を伺います。

○議長（向後研二君） 当局の答弁を求めます。教育部長 佐久間尉介君。

○教育部長（佐久間尉介君） 参加者数は5会場で延べ77名でございました。以上でございます。

○議長（向後研二君） 河野英美議員。

○10番（河野英美君） 5会場というのは中学校区であります。当初は参加者が1桁という場所もあって、茂原市、大丈夫かなと思ったんですけども、少しずつ増えていって、最後の本納公民館が一番多かったです。しかしながら、トータルで77名というのは、ちょっと少ないのかなと感じました。私は5回全部参加しておりますので、77名のうち5名は私です。これから再編で統合が行われるであろう地域の保護者さんも参加していなかったですし、ただ、参加者さんの中には、何か教育に携わっているいらっしゃる方々が専門的な意見を活発に出していらっしゃいました。ただ、全体的に関心が低いのかなという温度差を感じました。教育に対し興味を持っていただくことが、まず課題ではないかという印象を受けました。

では、6月の質問で、学校再編審議会の答申が8月頃という御答弁でしたが、学校再編審議会の審議の状況と答申について伺います。

○議長（向後研二君） 教育部長 佐久間尉介君。

○教育部長（佐久間尉介君） 茂原市学校再編審議会では、令和6年9月に諮問した「次期学校再編基本計画の骨子」について、全7回にわたる審議が行われ、本年8月22日に答申が出さ

れました。審議会では、現在の学校教育に求められている内容や市民アンケート調査の結果などを総合的に判断し、未来を切り開く子どもたちの育成を第一に考えて審議が行われたところでございます。答申では、子どもたちの学びの充実を図ることができる学校規模の基本的な方向性や、学校再編の取り組みに地域協働の考え方を導入して検討、立案を進めることなどが示されたところです。以上でございます。

○議長（向後研二君） 河野英美議員。

○10番（河野英美君） では、それぞれの取り組み内容について説明したとのことですが、その概要を伺います。

○議長（向後研二君） 教育部長 佐久間尉介君。

○教育部長（佐久間尉介君） 「今後の学校再編の考え方・進め方について」では、学校再編審議会からの答申の内容について、審議経過も含めて説明いたしました。概要といたしましては、学校の統廃合を検討する時期について、子どもたちの学びの充実を図ることができる教育環境を確保するため、適切な時期に学校再編に取り組むことができるよう、「許容できる学校規模の下限を設定することが示されたこと、また、学校再編の進め方について地域協働の考え方を導入し、学校を取り巻く状況や課題などについて関係者が定期的に懇談を行う中で学校再編の適否等を検討する仕組みを構築し、協議に基づいて実施計画を策定することが示されたこと。」などについて説明いたしました。

「今後の地域と学校の協働について」では、令和8年度導入予定の学校運営協議会について、現在の子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題の複雑化、多様化に伴い、学校だけでは解決することが困難となっております。そのため、地域の方に学校運営に参加いただき、社会全体で子どもを育てていくとともに、学校をより良くしていくための取り組みについて説明を行いました。以上でございます。

○議長（向後研二君） 河野英美議員。

○10番（河野英美君） 6月の質問のときにも言いましたけれども、これまで本当に高い壁だった適正規模を見直すことなのかなと。少子化で国の考えが変わってきているというのがありますけれども、茂原市のアンケート調査で、学校の統合はやむを得ないと考える規模が、小学校では全学年が1学級となり、1学級当たり概ね20人程度になったときというのが一番多かったという結果も受けて、今回配布された資料には、許容できる学校規模の下限が1学級15人程度、全校児童90人という数字が書かれておりました。そして、学校運営協議会を置く学校をコミュニティスクールといいますけれども、地域コミュニティの重要性はこれまでも訴えてきた

中で、これを導入するという事は、茂原市の教育が変わってきたのかなという期待感を持ちました。

それでは、その学校運営協議会の導入経緯を伺います。

○議長（向後研二君） 教育部長 佐久間尉介君。

○教育部長（佐久間尉介君） 千葉県では令和13年度までに県内全ての学校での導入を目指しており、また教員の負担軽減につながることも期待できることから導入するものでございます。以上でございます。

○議長（向後研二君） 河野英美議員。

○10番（河野英美君） それでは、参加者からはそれぞれどのような意見があったのか伺います。

○議長（向後研二君） 教育部長 佐久間尉介君。

○教育部長（佐久間尉介君） 「今後の学校再編の考え方・進め方について」では、統合したときの通学の安全性や手段についてどのような考えを持っているか。統合にあたっては通級指導教室の設置や不登校児童生徒への配慮もお願いしたい。計画策定にあたっては子どもの意見を聴取することを検討してほしい。学校再編に地域協働を取り入れることはとても良いことだと思う。などの意見がございました。

「今後の地域と学校の協働について」では、学校評議員と学校運営協議会委員の違いは何か。学校運営協議会の導入により期待できることは何か。地域と学校をつなぐパイプ役が必要ではないか。などの意見がございました。以上でございます。

○議長（向後研二君） 河野英美議員。

○10番（河野英美君） 学校は地域の核であり、コミュニティとしての役割を果たしていく必要があると思います。魅力ある学校づくりをしている学校は、地域との関係づくりにも力を入れております。

島根県益田市は、学校と地域、家庭と協働で、地域全体が子どもの育ちと学びを支えるとして、この地域という部分で、公民館が事務局の地域学校協働本部というネットワークをつくっております。これはNPOやPTA、各種団体などで構成されております。このコミュニティスクールと協働本部をつなぐ翻訳者としてコーディネーターを置き、体制を整えております。コーディネーターについては、先ほどの御答弁で、参加者の方からいろんな御意見の中でパイプ役という言葉が出ました。まさにパイプ役というのが、このコーディネーターのことではないのかと思っております。益田市は、コミュニティスクールと地域学校協働活動の一体的推進

に係る文部科学大臣表彰を度々受けております。

そして、10月に行政視察で伺った喜多方市では、農業を学ぶことは人間を学ぶこと、心を育む喜多方市小学校農業科として、地域の方々の協力の下、授業を行っておりました。聞けば聞くほどすばらしい取り組みだと思ったんですが、お話ししてくださった先生は、20年これやってきても、目に見えてこれと、例えば就農者が増えたとか、一度市外に出た若者がまた帰ってきたというような成果は分からないとおっしゃっていたんです。でも、この心を育む教育というのは、成績が伸びたとか、スポーツで優勝したというような目に見えないことかもしれませんが、必ずどこかで実っていると思います。

教育は全ての基本だと思っております。行政がどういう教育をしたかで、数十年先のそのまの未来も変わると思います。茂原市の大きな課題は水害ですが、それは例えば川幅が広がった、貯水池ができた、排水路の整備がされたと物理的に結果が見えます。目の前の課題であるので、いつか終わりがあります。しかしながら、教育は過去、現在、未来とずっと続く、そして目に見えない部分も多い。終わりが無いけれども、一番重要な課題だと思っております。

今回のタウンミーティングの中で、協議会について、例えば充て職だと仕方なく受ける人がいるとか、挙手しての発言ではなかったかもしれませんが、学校でやり切れないことを地域にやらせるのかというようなことも、ちょっと耳に入りました。コミュニティスクールは自己肯定感の低さを解決させると聞いておりますし、コミュニティスクールの取り組みではないですが、先ほどの喜多方市は地域協働でいろいろと進めております。この先生も自己肯定感の話をされておりました。4月から始めるということですので、学校運営協議会やコミュニティスクールについて説明を尽くしていただいて、全国的に様々な取り組みがありますので、参考にしながら、試行錯誤をしながら、長い時間をかけて茂原市独自のものをつくっていただきたいと思っております。

私が5回しつこく参加したんですけれども、5回同じ説明を聞いても、やっぱりそれぞれに学びがあるんです。その中で、非常に学校の再編はややこしい、分かりづらいと思うところがあります。その中で私が気になったことが2つありました。

1つは、個人情報管理についてです。私は個人情報について、あまり神経質になり過ぎるのもどうなのかと思ってしまいうんですけれども、小学校のお母さんから伺ったりすると、例えば何か賞を取ったというのを保護者に配布するプリントにも、賞を取ったお子さんの名前ではなくて、イニシャルで書いてあるというようなことも伺うんです。去年だったと思うんですけど、もしかしたら雨が降るかもしれないからと避難所が開設されたんです。そのときに、寒い

時期だったので、体育館は寒いからエアコンのある教室を貸してくれませんかというような御相談をしたら、やはりそのときも、結果的にオーケーを出していただいたんですけども、例えば学校に入って廊下に絵があったりすると、そこに名前が書いてあるとか、教室に入ると個人を特定できることが分かるということで、そういうことがネックになるんだと知ったんです。

ただ、この地域の協働ということは、どんどん地域の方々が学校に参画して、学校の中に入るということもあると思うんです。そのときに、この個人情報を守るということが、もしかしたらちょっと課題になるのかなと感じました。入っていく地域の皆さんと情報を共有していただいて、今SNSとかいろいろありますので、昔とは違いますから、そういうところが1つ気になったということがありました。

それと、もう一つは、最後が本納公民館でのタウンミーティングだったんですが、本納は学校問題がありましたので、実はその前日に、いまだに統合しておりませんが、豊岡の地域の方から、あしたのターミーティングで何があるかと、いきなりいついつ統合するぞということではないだろうかと、不安と怒りの声に震えてお電話をいただいたんです。そうではありませんよということで、1時間ぐらいお話をして納得していただいたんですけども、それとか、タウンミーティングに行けなかったけど、どんなお話がありましたかと、豊岡の保護者の方からも後日連絡をいただきました。やはり、本納の公民館で、当局の皆さんも少し構えているのかなというような気持ちもあったし、実際当時のことをおっしゃる意見も出ておりました。

その中で、今これからやろうとしているのは次期再編計画です。冒頭でもお話ししましたが、現在、今年度までの基本計画の中の第2次実施計画の中に豊岡の統合が含まれております。ですから、今回の基本計画の策定と豊岡の統合は別々に考えていかなければならない。しかしながら、やはりこれは非常にややこしい、分かりづらいというのもあるので、豊岡の皆さんには教育委員会のほうから、やはりこちらも丁寧に説明をしていっていただきたいと思いました。

そして、このタウンミーティングの中で一番印象に残った御意見として、御主人の転勤で茂原に来たという若いお母さんがいらっしゃいました。まだ子どもさんも小学校に入っていないということだったと思うんですが、このお母さんが当局の説明を聞いて、その考え方に、茂原市に引っ越してきて良かったと言ってくださったんですよ。多分私はまた主人の転勤で引っ越してしまうと思うけれども、本当に茂原に来て良かったと言ってくれたんです。転勤でいろいろなところに行かれる方が、茂原が良かった、良いところだったと記憶の中に残していただけるというのは、とてもありがたいと思いました。

何でそんなふうにお母さんが思ったださったのかと思うんですけど、これまでは、例えば学校の再編は統合ありきで、結論ありきで進んできたと思うんです。でも、これからはいろいろなことを共有して、地域と合意形成をしてから実施計画を策定するというような説明がありました。押しつけではなくという言葉が当局から出たんです。本納公民館では佐久間部長がお答えになったんですけれども、当時は反対がすごかったと、自分の子どもをこの地域で育てたくない、そんな意見もあったとおっしゃっていました。家族を分断させて、地域を対立させて、子どもたちの心を傷つけた。あんな思いは二度としたくないし、させてはいけないと思います。これは学校問題ではなくて、茂原市の市民への考え方だと思っているんです。さっき言ったように押しつけなんです。決まったことに文句を言うなよという、それが今までの茂原市の考え方だったと思うんです。でも、それがここまで変わったんですよ。全くそういうことを知らないお母さんが、茂原市に引っ越してきて良かったと言ってくれたんですよ。

私はこれをずっと言い続けているんですけど、議会というのは行政のチェック機関ですから、みんな忘れてしまうといけないから私はずっと言い続けますけれども、この学校の再編にはたくさん課題があります。でも私は、いろんなことがあったけれども、今こういう茂原市になってくれたということで、もう一度茂原市を信じたいと思えるようになりました。

続いて、共同親権について再質問いたします。

御答弁にあった公式ウェブサイトでの制度の周知は、以前に石毛議員の質問によって掲載されたと認識しております。茂原市は、民法改正の告知を掲載した全国初の自治体なんです。そういうことでネット上で話題になっておりました。本市を皮切りに、現在は多くの自治体で掲載されておりますが、令和8年5月までに導入されると、そのままのホームページがほとんどです。茂原市もそのようになっておりますので、令和8年4月1日からと直していただきたいなと思います。

では、共同親権が導入されるということで、どのようなことが変わるのか伺います。

○議長（向後研二君） 福祉部長 佐久間栄一君。

○福祉部長（佐久間栄一君） 両親の離婚後の選択肢が広がり、父母双方を親権者と定めることができるようになります。日常のことは一方の親の意見で決められますが、子どもの住む場所を変えることや将来の進学先など、大切なことは父母2人で話し合っ決めて決めるようになります。以上でございます。

○議長（向後研二君） 河野英美議員。

○10番（河野英美君） 海外では原則共同親権という国も多いですが、日本はどちらかを選ぶ

ということであります。共同親権を選択した場合、御答弁のように、子どもを引き取った親が例えば日常的な世話や学校とのやり取りなどをするということは、これまでも同様です。父母で話し合っただけの中にも、御答弁のほかに、緊急ではない場合ですけれども、手術を受けるかどうかというようなことは父母で話し合っただけで決める。また、共同親権を選択したことによって、例えば教育の問題で、私立の学校に行かせるのか、公立に行かせるのかということで争いになるケースもこれから考えられます。親権に対して意見の対立がある場合、子どもが巻き込まれて、混乱や不安を感じることもあると思います。

日本では、毎年16万人の子どもが親に会えなくなっているそうです。離婚後、取り決めた面会交流が果たされず、別居している親が子どもに会えなくなるケースが多く、子どもが本来享受できたはずの愛情や、健全な養育の機会が失われていきます。それが親の一方的都合によって行われている場合、子どもが親と会う権利が侵害されているということになります。

そこで伺いますが、今回の民法改正で、子どもの人格は尊重されるのか伺います。

○議長（向後研二君） 福祉部長 佐久間栄一君。

○福祉部長（佐久間栄一君） 今回の民法改正では、父母は親権や婚姻関係の有無に関わらず、子どもの心身の健全な発達を図るため子どもを養育する責務が明確化されました。全ては子どもの利益のため、父母がお互いを尊重し協力し合うとともに、子どもの意見に耳を傾け、子どもの人格を尊重しなければならないとされております。

○議長（向後研二君） 河野英美議員。

○10番（河野英美君） 全ては子どもの利益のためとのことでありますが、共同親権の導入には国会でも賛否両論があり、弁護士や関係各所の間でも、現在でも激しい議論が交わされております。反対意見として指摘されておりますが、例えば一方の親にDV、ドメスティックバイオレンスがある場合、共同親権があると相手から逃れられないという問題があります。離婚が決まったとしても定期的に相手に会わなければいけないため、親子ともに心身や生命への危険が伴います。共同親権が認められる場合には、このような課題に対して何らかの措置が取られることが期待されておりますが、法律で整備されるのか等についてはまだ分からないことも多いため、DV被害者である親子に危険が及ぶとの指摘もあります。

そのようなことを踏まえて質問いたしますが、親権を選択する際、両親の意見の相違が生じる原因の1つに、暴力や子どもへの虐待等があると考えられますが、そのような相談があった場合に、本市として被害者、加害者という認識であるのか伺います。

○議長（向後研二君） 福祉部長 佐久間栄一君。

○福祉部長（佐久間栄一君） 住民基本台帳事務における支援措置においては、あくまでも申出者と相手方という捉え方をしております。

○議長（向後研二君） 河野英美議員。

○10番（河野英美君） 今、住民基本台帳事務による支援措置とありました。これは配偶者からの暴力、ストーカー行為、そして児童虐待等の被害を申し出た方のうち、支援の必要が確認された方、支援措置対象者の住民票の写しや戸籍の写しに交付の制限を行うことで、住所を知られないようにするための制度です。現状、被害を申し出た方の意見を伺い、相手方の意見を伺わない場合が多いと聞いています。その場合、被害者、加害者の判断を誰がするのかというのは非常に難しい問題です。

ただ、男性と女性の間には見解の相違があって、例えば男性は軽く押しただけだと言っても、女性は突き飛ばされたんだと感じたり、机をたたいたり舌打ちするというのも、男性は暴力ではないと思っても、女性にとっては非常に恐怖を感じるものであります。また、DVというのは身体的なもののみならず、例えば精神的なモラハラ、経済的なものも含まれます。言葉や態度で相手の心を傷つけたり、性的に嫌がることをしたり、させたり、生活費を渡さずお金の自由を奪って、相手に言うことを聞かせる行為もDVに該当します。そして、DVは夫から妻に対して行われるものとイメージされることが多いと思うんですけれども、最近では妻から夫に対して行われる場合もあります。内閣府の調査によると、男性の5人に1人が、配偶者から暴力を受けたことがあると回答しております。

それでは、共同親権を選択した場合に、両親の意見に相違がある場合はどうするのか伺います。

○議長（向後研二君） 福祉部長 佐久間栄一君。

○福祉部長（佐久間栄一君） 両親の意見に相違があり、話し合いで解決できない場合は、家庭裁判所において、子どもの利益を最優先に考慮し判断されることとなります。以上でございます。

○議長（向後研二君） 河野英美議員。

○10番（河野英美君） 現状の単独親権の場合、申出者が支援措置を受けた場合には、相手方に親権が行くことがなく、また子どもに会えなくなる可能性が高くなるのではないかと思います。共同親権では、子どもの利益を最優先に考えた判断がされると御答弁にありました。離婚後も子どもが健やかに成長できるよう、養育に必要な事項を父母の間で決めておくための共同養育計画書というものがあります。これの作成を促すことが有効であると考えますが、見解を

伺います。

○議長（向後研二君） 福祉部長 佐久間栄一君。

○福祉部長（佐久間栄一君） 共同養育計画書は、離婚後も父母が協力してどのように子育てをするかを具体的に定めることにより、子どもの利益を確保することにつながることや、将来的な父母の紛争を防ぐためにも有効であると認識しておりますので、相談があった場合には作成を促してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（向後研二君） 河野英美議員。

○10番（河野英美君） 前向きな御答弁ありがとうございます。この共同養育計画書については、現在国会でも義務化に向けての議論がされているところであります。茂原市が先進的にこれをやっていただけということであれば、またそれは茂原市にとっても良いことなのではないかと思えます。

諸外国では、離婚は裁判所の介入を必要とする国が多く、協議離婚が認められているのは日本を含め数か国です。そうすると、日本では、離婚の際に何かしらの支援ができるというのは行政が大きくなると思うんですが、この計画書のほかにも、現在はNPO等で行われている離婚の際の親教育プログラムの講座、そして今、裁判所ということがありましたけど、そうではなくて、法務省の認証を受けて裁判外紛争解決手続、ADRを行っている事業者という選択肢もあります。こういったものを促すなどして、茂原市独自の取り組みを期待いたします。

また、大阪府大東市や港区では、別居親の学校行事の参加対応フローを作成している自治体もあります。全ては子の養育に関する父母の責務を明確化して、父母の離婚等に直面する子の利益を確保するためのものです。共同親権ができることで争いが減るのか、増えるのか、これは一概には言えません。しかしながら、地方自治体は国の施策に沿って行政の運営をしていく。これは決まったことですから、やっていくということでもあります。そして、今回の改正では、養育費の受け取りや支払いの確保、確実に受け取れることに向けた見直しもありました。

夫婦関係を解消しても、例えば子どもと別れた両親と一緒に旅行に行ったりとか、週末には子どもがふだん別居している親と過ごしたりしている。私の友人でもそういう人はいます。現在離婚している別居親が、例えば改正法施行後に親権者の変更の調停を行って、共同親権に変更するということが可能になることがあります。また、私の友人で、例えばシングルマザーで子どもを育てている人は、そんなこと絶対駄目だと反対している人もいます。そういうふうに、本当に夫婦の形というのは100人いれば100通りだと思います。

先ほど学校再編の質問の中でも、子どもの意見を再編に取り入れたらというような意見が出たと御答弁がありましたけれども、子どもには自分の意見を表明する権利があります。子どもの権利条約にあります。こういった夫婦、両親のいろいろなことに巻き込まれても、自分の意見を素直に言っていいたと思える環境を社会でつくっていく。そのために共同親権は導入されたのだと考えております。

そして、今回の御答弁の中で、子どもの利益という言葉が何回も出てまいりました。これにも、やはり共同親権に導入するにあたって、一番大切なのは子どもの利益なんだという茂原市の向き合い方が感じられたと思います。ですので、これから4月に向けて、いろいろと準備もあると思いますけれども、しっかりと子どもの利益を守るという観点で取り組んでいただきたいと思います。

そして、行政手続のワンストップサービスについて再質問いたします。

御答弁で、おくやみコーナーの実施に向けた検討をしているということでした。昨年9月に、国で進めている書かないワンストップ窓口について質問いたしました。これは、来庁者が、住所などが印字された申請書などに原則署名するだけで手続が完了することから、窓口業務改革で急速に普及している取り組みです。

昨年視察に伺った市川市では、全庁的な取り組みとして、約360の業務でこのサービスを導入しており、その中におくやみ窓口というのもありました。ほかの自治体のおくやみ窓口についても昨年9月に触れました。そのときに、システムの標準化がワンストップサービスの課題だとされておりましたけれども、現在の状況を伺います。

○議長（向後研二君） 総合企画部長 平井 仁君。

○総合企画部長（平井 仁君） システムの標準化につきましては、11月4日に国が示す仕様に沿ったシステムへ、一部を除き移行が完了いたしました。残る部分につきましても、概ね今年度中に移行できる見込みでございます。以上でございます。

○議長（向後研二君） 河野英美議員。

○10番（河野英美君） それでは、もう一つの課題でありました設置場所についての考えを伺います。

○議長（向後研二君） 総合企画部長 平井 仁君。

○総合企画部長（平井 仁君） 来庁される方が利用しやすいこと、プライバシーが守られること、また実施方法にもよりますが、業務用端末の設置が可能であることなどの条件を満たす場所が望ましいと考えております。以上でございます。

○議長（向後研二君） 河野英美議員。

○10番（河野英美君） 来庁される方の利便性を考えると、やはり1階か2階がいいかと思えます。そして、あまり暗い隅っこではなくて、例えば優しい光が入るとか照明があるような場所が、おくやみ窓口にはいいのかなと思っております。まずはパーティションで区切ってということでもいいかと思えます。

それでは、おくやみコーナーを実施する時期について伺います。

○議長（向後研二君） 総合企画部長 平井 仁君。

○総合企画部長（平井 仁君） 実施時期につきましては、これから関係課と協議を行い決定してまいります。

○議長（向後研二君） 河野英美議員。

○10番（河野英美君） この取り組みは近隣の自治体でも始まっておりますし、本当に全国的に広まっている取り組みです。また、市への死亡届の提出は月に100人余と伺っておりますので、このサービスは非常に必要性の高いサービスだと考えます。これから関係課と協議を行うということですが、いつぐらいを目途に実施が可能だとお考えでしょうか、伺います。

○議長（向後研二君） 総合企画部長 平井 仁君。

○総合企画部長（平井 仁君） 来年6月を目途に開始できるよう準備を進めてまいります。以上でございます。

○議長（向後研二君） 河野英美議員。

○10番（河野英美君） 今まで何も決まっていない状況で6月という御答弁をいただきまして、ありがとうございます。昨年質問時には、幅広い知識を有する職員が必要になるという御答弁もあったんですが、これは市川市もそうだったんですけど、各担当課の職員が入れ替わり立ち替わりで対応している自治体もあります。この方法ですと専門の職員の必要はないのではないかと考えます。全てはこれからということで、例えば予約のフォームづくり、端末の必要性など、導入に向けて担当課は大変だと思いますけれども、よろしく願いいたします。

そして、茂原市では、来年の1月19日から開庁時間の短縮を試行的に始めます。福岡県古賀市では、LINEを活用した行政手続や、コンビニの交付手数料10円キャンペーンなどで、行かなくてもいい市役所になっているということで、来庁者が非常に減少したということです。その結果として開庁時間90分短縮につながりました。短縮で生まれた時間で職員の政策立案機能を強化して、課題解決の可能性を高めるという市民サービス向上につながることができます。

古賀市の市長は、大変だし、面倒かもしれないけど、挑戦すれば明るい未来が開ける。行政

はもっと失敗を恐れずにチャレンジしたほうがいい。そして、よし、やるぞと決断したら、やり切る覚悟と気合が大切だと。この覚悟と気合が十分であれば、複雑な行政課題に向き合う中で思いがすり減ることはありません。こうして生まれた好事例は、ほかの自治体も追隨してきて、いつかスタンダードになります。そうなってから取り組みを開始しても埋没してしまう。だったらパイオニアになったほうがいい。先駆的な取り組みを進めるのはいろいろと大変ですが、挑戦をすることで、市民だけでなく自分たちにもメリットがもたらされる。それが快い働き方につながっていくとおっしゃっております。この意見には、多分市原市長もリンクするところがあるのではないかと思います。私もいつも同じことを言いますが、まさに茂原市には本当にこうなってほしいと心の底から思っています。

ということで、以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（向後研二君） 以上で河野英美議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

午前10時55分 休憩

————— ☆ ————— ☆ —————

午前11時05分 開議

○議長（向後研二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問者であります高山佳久議員から、一般質問に関する資料の配付の申入れがありましたので、これを許し、お手元に配付しました。

それでは、高山佳久議員の一般質問を許します。高山佳久議員。

（13番 高山佳久君登壇）

○13番（高山佳久君） こんにちは。薫風もばらの高山佳久でございます。令和7年最後の一般質問の質問者になります。大変お疲れのところだと思いますが、もう少しお付き合いいただければと思います。12人も質問いたしますと重なった質問が出てまいりますが、それだけ大切な内容だと捉えていただいて、お許しいただければと思います。

さて、総務省が2025年10月に発表した消費者物価指数によると、総合指数は2020年を100として112.8、前年の同じ月と比べると3%の上昇、生鮮食品を除く総合指数は112.1、前年の同じ月と比べると3%の上昇、生鮮食料品及びエネルギーを除く総合指数は111.5、前年の同じ月と比べると3.1%の上昇という状況です。これを金額に置き換えると、2020年に1000円で買っていたものが、2025年10月時点では約1113円になり、物価がそれだけ上がった計算になります。物価高騰の原因は、原材料価格の高騰、円安の影響、物流・人件費の高騰等、様々なこと

が重なり、一般家庭の支出が増え、家計に深刻な影響をもたらしています。このような急激な物価高騰は、一般家庭だけではなく、社会の様々な産業にも影響しています。

また、市の財政にも影響が及んでいます。当局の皆様には、厳しい予算執行の中で大変頭を悩ませ、工夫しながらの行政運営だと思えます。そのうえ、ジャパンディスプレイが既に11月末をもって生産を終了しているとのことで、令和8年度以降の茂原市の財政に与える影響が不安視されるところです。このことから、市の歳入を増加させるための取り組みに最大の力を入れていく必要があると考えます。

そこで、歳入増の取り組みについて質問いたします。

まず初めは、企業誘致についてです。現在、企業等の誘致に向け、どのようなことに取り組んでいるのでしょうか、お伺いいたします。

続いて、移住定住についてです。茂原市への移住定住の促進に向け、どのように取り組んでいるのでしょうか、お伺いいたします。

3点目は、ふるさと茂原まちづくり応援寄附金についてです。直近3年間の寄附金の件数と寄附金額はどれくらいでしょうか、お伺いいたします。

2項目めは、有害鳥獣対策についてです。

昨日、高鳥議員が同じような質問をいたしました。私と高鳥議員は豊田地区の小林というところに住んでおまして、大変イノシシの出没が多いところですので、重なっているところは御迷惑をかけますけれども、よろしくお伺いいたします。

今、全国で熊の被害が多発しています。これ以上被害が起きないことを心から願っております。千葉県は本州で唯一熊が生息していない県だと言われています。しかし、熊以外の有害鳥獣は多く生息しています。

そこで質問です。令和6年度に市内で捕獲された有害鳥獣の種類と頭数はどれくらいでしょうか、お伺いいたします。

続いて、3項目めは、学校運営協議会についてです。平成27年12月に取りまとめられた中央教育審議会答申、「新しい時代の教育と地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」を踏まえ、学校運営協議会の設置の努力義務化や、その役割の充実などを内容とする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正が行われ、平成29年4月1日より施行されました。茂原市教育委員会では、今年の10月より学校協議会のタウンミーティングを行い、来年度から導入予定の方向で進めています。

そこで質問です。来年度から市内の小中学校に学校運営協議会が設置されるとのことですが、

その目的は何でしょうか、お伺いいたします。

続いて、4項目め、不登校対策について質問いたします。文部科学省の問題行動・不登校調査で、2024年度、不登校の小中学生が35万3970人と過去最多を更新したとのこと。12年連続で増え、全体の3.9%、26人に1人が30日以上の不登校とのこと。また、不登校には分類されていないものの、学校に一定期間行けなかったり、学校に来て教室に行けなかったりする不登校傾向の子どもは、もっと多いです。文部科学省は、極めて憂慮すべき状況が続いているとしています。

そこで質問です。文部科学省の調査で、令和6年度の小中学校の不登校が過去最多になったとのことですが、茂原市の状況はどうでしょうか、お伺いいたします。

最後は、学校の働き方改革についてです。経済協力開発機構、OECDが2024年に実施した国際教員指導環境調査で、日本の小中学校教員の勤務時間が参加国・地域の中で最も長かったとのこと。日本の教員の仕事時間は週あたり小学校52.1時間、中学校55.1時間で、2018年の調査よりいずれも4時間減少しましたが、小中学校とも世界最長とのこと。過重労働で敬遠されて、教員の成り手不足が深刻な状況となっています。学校の働き方改革は喫緊の課題です。

そこで質問です。学校の働き方改革について、教育委員会はどのような取り組みをしているのでしょうか、お伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わりにいたします。御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（向後研二君） ただいまの高山佳久議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

市長 市原 淳君。

（市長 市原 淳君登壇）

○市長（市原 淳君） 高山佳久議員の一般質問にお答えさせていただきます。

私からはまず、歳入増の取り組みについての中で、企業等の誘致に向けた取り組みについての御質問でございますが、今年度より新たな産業用地の選定に取り組んでおり、これまでに複数の候補地から面積、交通アクセス、インフラ、法的規制等、様々な条件に基づく評価が最も高かった候補地を抽出し、現在はその場所の事業手法、概算事業費、採算性等について、デベロッパーや大手ゼネコンからヒアリングを行うことで、企業のニーズに応えられる産業用地となり得るか、立地可能性調査を実施しているところでございます。

次に、本市への移住定住促進に向け、どのように取り組んでいるのかとの御質問でございますが、本市への移住定住の促進に向けた取り組みといたしましては、企画政策課にワンストップ

プ移住相談窓口を開設し、窓口での直接の御相談のほか、メールやオンライン通話システム等を活用して、移住定住に関するご相談をお受けしております。また、県内外で行われる移住フェアや移住相談会に参加し、気候が温暖で交通利便性が高いという本市の住みやすさ等の魅力をアピールしております。

私からは以上です。

○議長（向後研二君） 総合企画部長 平井 仁君。

（総合企画部長 平井 仁君登壇）

○総合企画部長（平井 仁君） 総合企画部所管に係ります御質問に御答弁申し上げます。

ふるさと茂原まちづくり応援寄附金についての中で、直近3年間の寄附金の件数と寄附金額はどの御質問ですが、直近3年間の寄附金の件数と寄附金額につきましては、令和4年度が1966件で8120万6000円、令和5年度が5515件で1億5474万4000円、令和6年度が9350件で3億1480万7000円でございます。以上でございます。

○議長（向後研二君） 経済環境部長 高橋啓一君。

（経済環境部長 高橋啓一君登壇）

○経済環境部長（高橋啓一君） 経済環境部所管に関わります御質問に御答弁申し上げます。

有害鳥獣についての中で、令和6年度に市内で捕獲された有害鳥獣の種類と頭数についての御質問でございますが、令和6年度はイノシシ343頭、ニホンジカ2頭、キョン1頭、アライグマ621頭、ハクビシン68頭、タヌキ134頭となっております。以上でございます。

○議長（向後研二君） 教育長 富田浩明君。

（教育長 富田浩明君登壇）

○教育長（富田浩明君） 教育委員会所管に係ります御質問に御答弁申し上げます。

初めに、学校運営協議会の設置の目的についての御質問ですが、子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題が複雑化、多様化している現在、学校だけでこれらを解決することが困難となってきております。そのため、学校、保護者、地域で課題について同じ考えを持って解決していくための話し合いの場として学校運営協議会を導入し、社会総がかりで子どもたちを育てていこうとするものでございます。

次に、令和6年度の本市の不登校の状況についての御質問ですが、令和6年度における病気、けがなどを除いた年間の欠席日数が30日以上の子どもの児童生徒数ですが、小学校が138人、中学校が130人でございます。

次に、学校の働き方改革の取り組みについての御質問ですが、教育委員会で働き方改革を推

進するため、行っております主な取り組みといたしまして、出退勤時間を客観的に把握し、管理職は当該職員と面談し改善策を講じること。若年層教職員については特にきめ細やかな指導をすること。教育課程を工夫し、勤務時間内に教材研究等の時間を確保すること。変形労働時間制を活用することで教職員の長期休業中の休暇取得に努めること。保護者に対して教育長名で「教職員の働き方改革の推進について」の文書を発出し、理解を求めたこと。などがございます。

○議長（向後研二君） 再質問ありますか。高山佳久議員。

○13番（高山佳久君） それでは、一問一答方式で再質問させていただきます。

まず初めに、企業誘致についてです。先ほどの企業誘致の御答弁で、現在立地可能性調査を実施しているとのことでしたが、そこで質問いたします。立地可能性調査の結果、新たな産業用地の整備を事業化していく場合に、どのように企業を誘致していくのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（向後研二君） 経済環境部長 高橋啓一君。

○経済環境部長（高橋啓一君） 現在実施しております立地可能性調査の結果、事業化が決定した際には、豊富なノウハウを有する民間企業を事業パートナーとして選定いたします。民間と連携することにより開発の迅速化を図るとともに、立地を希望する企業のニーズに柔軟に対応した開発を目指します。そのため、整備する産業用地への誘致企業につきましては、選定した事業パートナーと市が緊密に連携し、本市の税収増加や新たな雇用の創出が見込める製造業を重点に誘致してまいります。以上です。

○議長（向後研二君） 高山佳久議員。

○13番（高山佳久君） 茂原市では、市内の指定区域において事業者の新設、増設または移転を行う事業者に対し、企業立地奨励金を交付している制度があります。

そこで質問いたします。これまでに企業立地奨励金の交付を受けた企業は茂原市にどのくらいあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（向後研二君） 経済環境部長 高橋啓一君。

○経済環境部長（高橋啓一君） 条例制定後に交付した企業は4社でございます。以上です。

○議長（向後研二君） 高山佳久議員。

○13番（高山佳久君） それでは、要望をお願いいたします。これまでに交付した企業は4社ということで、少ないように感じました。条例を拝見すると条件が厳しく、少しハードルが高いように感じます。ぜひ条件を緩和してくださるようお願いいたします。

茂原市では荒れ地が最近増えているように感じます。茂原市では平成24年に景観条例を施行しています。荒地などを有効に活用し、官民挙げて企業誘致に取り組み、中小企業も含め一層の企業が茂原市に進出し、それが歳入増につながるようお願いしております。

続いて、移住定住について再質問いたします。茂原市へ移住定住していただくために様々な取り組みをしていることが分かり、担当している皆さんの活動には頭の下がる思いです。

そこで質問いたします。直近3年間の茂原市の社会増による人数はどれくらいでしょうか、お伺いいたします。

○議長（向後研二君） 総合企画部長 平井 仁君。

○総合企画部長（平井 仁君） 直近3年間の本市の社会増による人数につきましては、令和4年度が364人、令和5年度が151人、令和6年度が297人となっております。以上でございます。

○議長（向後研二君） 高山佳久議員。

○13番（高山佳久君） 毎年増えていることは、これまでの取り組みの成果が表れている結果であると思います。

再度質問いたします。今年度、これまでワンストップ移住相談窓口を通した問合せはどれくらいあったのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（向後研二君） 総合企画部長 平井 仁君。

○総合企画部長（平井 仁君） 今年度これまでにワンストップ移住相談窓口には、メールでの御相談が2件、窓口での御相談が7件の合計9件の御相談がございました。以上でございます。

○議長（向後研二君） 高山佳久議員。

○13番（高山佳久君） コロナ禍以降、テレワークを活用した企業が多くなり、テレワークにより都心への通勤が少なくなれば、郊外や地方などいろいろな場所で暮らすことができるようになります。これまでは通勤という制約の中で住む場所を選択せざるを得なかったものが、その制約から解き放たれ、自分が本当に住みたい、暮らしたい場所を選択できるようになるということです。茂原市は都心へ電車で約1時間20分、圏央道も全線が開通し、自然豊かで自分の趣味を生かせる場所も多くあるという大きな魅力があります。茂原の魅力をアピールし、その選択肢となるよう、今後も一層の取り組みをお願いいたします。

続いて、ふるさと茂原まちづくり応援寄附金について再質問いたします。3年間だけ見ても大きく伸びており、その取り組みに工夫があったと思います。

そこで質問いたします。件数及び寄附金額とも伸びていますが、そのためにどのようなことに取り組んだのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（向後研二君） 総合企画部長 平井 仁君。

○総合企画部長（平井 仁君） ふるさと納税で寄附いただいた方への返礼品の拡充を図るほか、ふるさと納税ポータルサイトの充実に努め、寄附を行いやすい環境の整備に取り組みました。以上でございます。

○議長（向後研二君） 高山佳久議員。

○13番（高山佳久君） 返礼品の拡充や寄附を行いやすい環境の整備に取り組んでいるということで、応援寄附金の伸びに結びついているということを理解いたしました。

そこで、さらに質問です。今後さらに件数や寄附金額を伸ばすために、どのようなことに力を入れ取り組んでいくのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（向後研二君） 総合企画部長 平井 仁君。

○総合企画部長（平井 仁君） 寄附の件数と寄附の金額を伸ばすためには、引き続き返礼品の拡充と、返礼品を提供いただく協力事業者の新規開拓を行ってまいりたいと考えております。返礼品の拡充では、人気返礼品の定期便やセット品などの提供を提案し、協力事業者の新規開拓では、募集セミナーの開催や個別相談を実施することで協力事業者数の増加を図ってまいります。以上でございます。

○議長（向後研二君） 高山佳久議員。

○13番（高山佳久君） 総務省のホームページには、ふるさと納税について次のように書かれています。「多くの人が地方のふるさとで生まれ、その自治体から医療や教育等、様々な住民サービスを受けて育ち、やがて進学や就職を機に生活の場を都会に移し、そこで納税を行っています。その結果、都会の自治体は税収を得ますが、自分が育った故郷の自治体には税収が入りません。そこで、今は都会に住んでいても、自分を育ててくれたふるさとに、自分の意思で幾らかでも納税できる制度があってもよいのではないかと。そんな問題提起から始まり、数多くの議論や検討を経て生まれたのが、ふるさと納税制度です。」とありました。今、茂原市の学校では、茂原学で、茂原市のいろいろなことについて学んでいます。ぜひ茂原市に愛着を持ち、茂原市を離れても、茂原市を愛する心を持ち続ける人間を育ててほしいと思います。それが将来にわたって、ふるさと茂原まちづくり応援寄附金が伸びていくことにつながっていくのではないかと思います。

続いて、有害鳥獣について再質問いたします。令和6年度だけでも6種類の有害鳥獣が多く

捕獲されているということに驚かされますが、そこで再質問です。それぞれの鳥獣はどのように捕獲しているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（向後研二君） 経済環境部長 高橋啓一君。

○経済環境部長（高橋啓一君） イノシシ、ニホンジカ及びキョンにつきましては、大型獣用の箱わな及びくくりわなを用い、またアライグマ、ハクビシン及びタヌキにつきましては、小型獣用の箱わなを用いて捕獲を行っております。以上です。

○議長（向後研二君） 高山佳久議員。

○13番（高山佳久君） 箱わな及びくくりわなの設置数はどれくらいでしょうか、お伺いいたします。

○議長（向後研二君） 経済環境部長 高橋啓一君。

○経済環境部長（高橋啓一君） 大型獣用の箱わなにつきましては、鳥獣被害防止対策推進協議会の構成員であるALSOK千葉株式会社が57基、個人の捕獲従事者が30基の合計87基を設置しております。また、小型獣用の箱わなにつきましては、同協議会で135基を設置しております。くくりわなにつきましては、大型獣用の捕獲用としてALSOK千葉株式会社が46基を設置しており、その他、個人の捕獲従事者により随時必要な箇所に設置されております。以上です。

○議長（向後研二君） 高山佳久議員。

○13番（高山佳久君） 茂原市、長柄町及び長南町で捕獲されるイノシシの肉について、出荷制限は解除されましたが、イノシシ肉の出荷量の伸びは期待できるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（向後研二君） 経済環境部長 高橋啓一君。

○経済環境部長（高橋啓一君） 制限解除後は、これまで廃棄されていた小さな個体も食肉として利用できるようになり、出荷可能なジビエの量も増えることが期待されます。以上です。

○議長（向後研二君） 高山佳久議員。

○13番（高山佳久君） 今までは廃棄されていた小さな個体が食肉として利用できることは、ジビエ料理が多くのところでは活用され、茂原の商品の目玉の1つとなる可能性があるように思います。今後の活用について、官民それぞれ工夫した取り組みをお願いいたします。

また、農作物被害などのほかに、野生動物に由来する感染症もあります。例えばアライグマは、人と動物に共通する感染症を媒介することが知られています。原産地の北米では狂犬病などの媒介動物として知られています。そういう面からも一層の駆除を進めるようお願いいたします。

いたします。

続いて、学校運営協議会について再質問いたします。まず、学校評議員との違いは何か、お伺いいたします。

○議長（向後研二君） 教育部長 佐久間尉介君。

○教育部長（佐久間尉介君） 学校運営協議会では、委員は校長が作成する学校運営の基本方針を承認することや、学校運営について教育委員会または校長に合議体としての意見を述べるのが大きく変わった点となります。以上でございます。

○議長（向後研二君） 高山佳久議員。

○13番（高山佳久君） 教職員の採用、任用について、教育委員会に意見を述べることでありますが、例えばどのような意見が想定できるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（向後研二君） 教育部長 佐久間尉介君。

○教育部長（佐久間尉介君） 具体的な教職員名を出して配属や異動の意見を述べることはできませんが、例えば学校が英語教育に力を入れたいといった場合、「英語の指導力がある先生を希望する」というような意見を述べることができます。以上でございます。

○議長（向後研二君） 高山佳久議員。

○13番（高山佳久君） 学校運営協議会の設置により、学校はどのように変わるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（向後研二君） 教育部長 佐久間尉介君。

○教育部長（佐久間尉介君） 学校と地域がより密接な関係になり、地域の方々とのつながりが深まり、学校外の人材資源を教育活動に活用することで、教員の負担軽減にもつながると考えております。以上でございます。

○議長（向後研二君） 高山佳久議員。

○13番（高山佳久君） これまでタウンミーティングにより周知を図ってまいりましたが、今後さらなる周知及び理解に向け、どのように取り組んでいくのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（向後研二君） 教育部長 佐久間尉介君。

○教育部長（佐久間尉介君） 広報もばらや市公式SNS、自治会に対する文書配布等を行うとともに、学校からも、学校だより等を通じて情報発信をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（向後研二君） 高山佳久議員。

○13番（高山佳久君） 学校運営協議会が、学校と地域、保護者等が双方向に向かって行って

いる連携活動を一体的に推進することで、学校と地域、保護者等が力を合わせ、互いに信頼し合い、子どもたちの成長を支え、地域と共にある学校づくり、地域コミュニティづくりを進められることが期待できます。このことにより、学校だけでなく地域及び保護者との結びつきがより強まり、子どもたちをみんなで育てるという意識が深まることを願っているところです。一層の理解が進み、どの学校でも充実した学校運営協議会になるよう、今後の取り組みを期待しております。

続いて、不登校の問題について再質問いたします。市内の小中学校では、校内教育支援センター等を設置している学校は何校あるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（向後研二君） 教育部長 佐久間尉介君。

○教育部長（佐久間尉介君） 令和7年度における校内教育支援センターの設置状況ですが、小学校では2校、中学校では6校全てにおいて設置しております。校内教育支援センターでは、授業全ての時間に授業担当者を割り振り、集団不適応や不登校の児童生徒一人ひとりの状況に応じた多様な学習活動を認め、支援しております。以上でございます。

○議長（向後研二君） 高山佳久議員。

○13番（高山佳久君） 不登校児童生徒の中で、フレンドルームやフリースクールに通っている児童生徒は何名くらいいるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（向後研二君） 教育部長 佐久間尉介君。

○教育部長（佐久間尉介君） 令和6年度における校外教育支援センターに通っている児童生徒の人数は、小学生20人、中学生20人でございます。また、フリースクールに通っている児童生徒の人数ですが、小学生4人、中学生12人でございます。以上でございます。

○議長（向後研二君） 高山佳久議員。

○13番（高山佳久君） 不登校児童生徒が自宅でオンライン学習をすると出席扱いになるとのことですが、茂原市ではそういう児童生徒はいるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（向後研二君） 教育部長 佐久間尉介君。

○教育部長（佐久間尉介君） 千葉県教育委員会は、自分の教室にいなくても授業を受けられるオンラインによる授業配信「エデュオプちば」を、令和6年6月に中学生を対象としてスタートし、令和7年度には小学4年生から6年生まで対象を拡大し実施しております。オンラインの授業に参加した場合、学校長の判断により出席扱いとなり、今年度茂原市では小学生3人、中学生2人が該当となっております。以上でございます。

○議長（向後研二君） 高山佳久議員。

○13番（高山佳久君） どこへもつながりが持てない不登校の児童生徒に対して、どのような支援をしているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（向後研二君） 教育部長 佐久間尉介君。

○教育部長（佐久間尉介君） 学校はまず児童生徒に寄り添うことを第一に考え、個々の状況を十分把握できるよう努めております。そのうえで、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、訪問相談担当教員、校外教育支援センターなど、対象児童生徒に適した支援につなげております。以上でございます。

○議長（向後研二君） 高山佳久議員。

○13番（高山佳久君） 不登校児童生徒を持つ保護者へどのような支援をしているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（向後研二君） 教育部長 佐久間尉介君。

○教育部長（佐久間尉介君） 保護者に対しましても十分に寄り添うことが大切であると考えます。そのうえで、スクールカウンセラー等との相談につなげるとともに、千葉県子どもと親のサポートセンターや東上総教育事務所相談室、校外教育支援センター等、外部の相談機関も紹介しております。以上でございます。

○議長（向後研二君） 高山佳久議員。

○13番（高山佳久君） 文部科学省では、不登校の対応にあたってということで、5つの視点を挙げています。1、将来への社会的自立に向けた支援の視点、2、連携ネットワークによる支援、3、将来の社会的自立に向けての学校教育の意義、役割、4、働きかけることや関わりを持つことの重要性、5、保護者への役割と家庭への支援です。不登校の子ども保護者の方も、将来への不安を含め大変悩んでいることと思います。この5つの視点を頭に入れ、対応にあたっていただくことをお願いいたします。

続いて、学校の働き方改革について再質問いたします。千葉県の小中学校の教員の勤務時間について、ここ3年間の推移はどうでしょうか、お伺いいたします。

○議長（向後研二君） 教育部長 佐久間尉介君。

○教育部長（佐久間尉介君） 千葉県教育委員会が行った教員等の出退勤時刻実態調査結果によりますと、小学校教員の月当たりの時間外在校等時間は、令和4年度が44時間5分、令和5年度が40時間46分、令和6年度が39時間20分となっており、減少傾向にあります。また、中学校教員の月当たりの時間外在校等時間は、令和4年度が55時間42分、令和5年度が54時間43分、令和6年度が51時間38分となっており、小学校と同様に減少傾向にあります。以上でございます。

す。

○議長（向後研二君） 高山佳久議員。

○13番（高山佳久君） 教員の持ち帰り仕事について、実態調査をしているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（向後研二君） 教育部長 佐久間尉介君。

○教育部長（佐久間尉介君） 千葉県教育委員会においても、持ち帰り仕事に関しての実態調査は実施しておりません。以上でございます。

○議長（向後研二君） 高山佳久議員。

○13番（高山佳久君） 学校での勤務時間が短くなっても、自宅に事務仕事などを持ち帰って行っているのは、勤務時間が短くなったとは言えないものと考えます。例えば小さなお子さんのいる先生は、子どもたちの食事や面倒を見なければならず、授業の準備や資料づくり、校務分掌などの事務仕事を家庭に持ち帰ります。そして、子どもたちが寝た後、夜中遅くまで仕事をしています。勤務時間が短くても仕事の時間は長いのです。このことから考えても、持ち帰り仕事も実態を調査することが必要ではないのでしょうか。

続いて質問ですが、まず許可を得てお配りさせていただいた資料がありますので、御覧ください。これは文部科学省が示している学校と教師の業務の3分類です。この3分類のうち、学校以外が担うべき業務、その中に5として、保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応が新たに追加されましたが、これに対しどのように対応しているのか、お伺いいたします。

○議長（向後研二君） 教育部長 佐久間尉介君。

○教育部長（佐久間尉介君） 市教育委員会では、学校での対応が困難な事案については、第三者的な立場で学校、保護者から十分に話を聞くとともに、必要に応じてスクールロイヤー等を活用しながら解決を図っております。以上でございます。

○議長（向後研二君） 高山佳久議員。

○13番（高山佳久君） 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等、学校では対応が困難な事案への対応について、今後どのように取り組んでいくのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（向後研二君） 教育部長 佐久間尉介君。

○教育部長（佐久間尉介君） まずは学校が適切な教育活動を行っていくことが前提であり、保護者にも学校教育に対する理解を深めてもらうことが大切だと考えております。昨年度、保護者に対して、電話や面会での対話は適切な時間内をお願いしたい旨の文書を出したところで

あり、今後も教職員への行き過ぎた行為を慎んでいただけるよう啓発活動を行っていく予定で
ございます。以上でございます。

○議長（向後研二君） 高山佳久議員。

○13番（高山佳久君） 今年度から、県立学校や県教育委員会に関する意見等を受け付ける窓
口として千葉県教育庁統一ダイヤルが設置され、保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の
学校では対応が困難な事案への対応について、コールセンターに集約することになったとのこ
とですが、このような対策についてどのような見解をお持ちでしょうか、お伺いいたします。

○議長（向後研二君） 教育部長 佐久間尉介君。

○教育部長（佐久間尉介君） 今年度から千葉県教育委員会では、県立学校等や県の教育行政
に関する問合せ窓口として千葉県教育庁統一ダイヤルが設置されたことは承知しております。
教職員の負担軽減につながる取り組みの1つであると認識しておりますので、今後県や他市町
村の取り組みを注視してまいります。以上でございます。

○議長（向後研二君） 高山佳久議員。

○13番（高山佳久君） 教員の採用倍率の低下や、産休・育休取得者の増加などによる教員不
足、成り手不足も深刻さを増し、教職員の働き方改革は差し迫った教育課題となっています。
教職員は子どもたちとの触れ合いを通し、生きがいを持ちながら子どもたちとともに成長して
いきます。教職員が生き生きとした明るい心で接することによって、子どもたちの豊かな心が
成長していきます。教職員が疲弊することとして挙げられているのは、事務仕事と保護者等へ
の対応だと言われています。ぜひこれらのことが少しでも解消するよう、千葉県教育委員会や
他市町村での取り組みを参考に、茂原市でも対応をお願いいたします。

学校の働き方改革が一層進むことを期待いたしまして、一般質問を終わりにいたします。あ
りがとうございました。

○議長（向後研二君） 以上で高山佳久議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

午前11時47分 休憩

————— ☆ ————— ☆ —————

午後1時00分 開議

○議長（向後研二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

————— ☆ ————— ☆ —————

議案第1号から第18号までの質疑後委員会付託

○議長（向後研二君） 次に、議事日程第2、「議案第1号から第18号までの質疑後委員会付託」を議題とします。

これより質疑に入ります。

最初に、議案第1号「令和7年度茂原市一般会計補正予算（第3号）」について質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に、議案第2号「令和7年度茂原市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第1号）」について質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に、議案第3号「令和7年度茂原市特別会計介護保険事業費補正予算（第1号）」について質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に、議案第4号「令和7年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第1号）」について質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に、議案第5号「茂原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ次に、議案第6号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に、議案第7号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に、議案第8号「茂原市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に、議案第9号「茂原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を許します。平ゆき子議員。

○19番（平ゆき子君） それでは、この改正について3問ほど質問させていただきます。

まず1つが、今回の給与改定の対象となる職員の範囲について、2つ目が、本改正に伴う今年度の人件費全体の影響額について、そして3つ目が、職員の個人別の影響額について伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（向後研二君） 当局の答弁を求めます。総合企画部次長、飯島博美君。

○総合企画部次長（飯島博美君） まず、給与改定の対象となる職員の範囲につきましては、給料表の改定については、再任用職員を含む全ての職員が引上げ対象となりますので、合計627名が対象となります。また、期末勤勉手当の改定については、支給対象職員の全員が対象となります。

次に、今年度の人件費全体の影響額につきましては、給料額及び期末勤勉手当の改定により、人件費全体で約1億6010万円の増が見込まれます。

次に、個人別の影響額につきましては、給料月額については、高卒初任給1万2200円、大卒初任給1万2000円など、級、号給によって8300円から1万4500円引き上げられます。職員ごとの年収増加額は、部長級で約31万4000円、課長級で約26万5000円、係長級で約22万2000円、係員で約20万4000円など、平均で約25万7000円の増と見込んでおります。以上です。

○議長（向後研二君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に、議案第10号「茂原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に、議案第11号「茂原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を許します。平ゆき子議員。

○19番（平ゆき子君） それでは、今回のこの改正の概要について伺いたいと思います。

○議長（向後研二君） 当局の答弁を求めます。福祉部次長、鬼島啓太君。

○福祉部次長（鬼島啓太君） 保育所等の職員による児童虐待について、都道府県または市町村への通報が義務化されたことに伴い、法律引用部分の表記を改めるものでございます。

また、保育士不足の解消を目的とした地域限定保育士制度の一般制度化に伴い、今後、本市においても地域限定保育士が業務を行う場合に対応できるよう、条文内にある「保育士」を「保育士及び地域限定保育士」に改めるものでございます。以上です。

○議長（向後研二君） 再質問ありますか。平ゆき子議員。

○19番（平ゆき子君） それでは、ただいまの答弁の中で虐待の通報義務ということですから

ども、これに係る市の対応について伺いたいと思います。

○議長（向後研二君） 当局の答弁を求めます。福祉部次長、鬼島啓太君。

○福祉部次長（鬼島啓太君） 国のガイドラインに基づき、市保育課を保育所における虐待に関する通報相談の窓口と定めて各保育所内に掲示するほか、市公式ウェブサイト等により周知に努めております。以上です。

○議長（向後研二君） 再質問ありますか。平ゆき子議員。

○19番（平ゆき子君） 最後に、現在の保育士さんと、今度新たに限定される地域限定型の保育士さんの違いはどうなんでしょうか、伺います。

○議長（向後研二君） 当局の答弁を求めます。福祉部次長、鬼島啓太君。

○福祉部次長（鬼島啓太君） 地域限定保育士は保育を担う人材不足に対応するために創設された資格で、保育士との違いは、都道府県及び指定都市ごとに試験が実施されます。受験資格は通常の保育士試験と同じですが、受験科目のうち、ピアノ、歌唱力、絵を描く、3歳児へのお話などの実技試験について、5日程度の実技講習会を受けることで免除とする都道府県等もございます。なお、登録後3年間は、働く地域が試験に合格した都道府県等に限定されますが、登録後4年目以降は全国で働ける通常の保育士となります。以上です。

○議長（向後研二君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に、議案第12号「茂原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に、議案第13号「茂原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に、議案第14号「財産の取得について」質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ次に、議案第15号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に、議案第16号「千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合

規約の変更に関する協議について」質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、次に、議案第17号「指定管理者の指定について」質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、次に、議案第18号「指定管理者の指定について」質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を終結します。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております議案第15号については、人事案件のため、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。したがって、議案第15号については、委員会付託を省略することと決定しました。

なお、その他の議案については、お手元に配付の議案付託表のとおり、各所管委員会に審査を付託します。

————— ☆ ————— ☆ —————

休 会 の 件

○議長（向後研二君） 次に、議事日程3「休会の件」を議題とします。

お諮りします。明6日から10日までは、報告書作成等のため休会としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。したがって、そのように決定しました。

以上で本日の議事日程は終了しました。

次の本会議は11日午後1時から開き、議案等の総括審議を行います。

本日は以上で散会します。御苦労さまでした。

午後1時11分 散会

————— ☆ ————— ☆ —————

○本日の会議要綱

1. 一般質問

1. 河野英美議員の一般質問並びに当局の答弁

- ① 今後の茂原市の学校教育について
- ② 共同親権について
- ③ 行政手続きのワンストップサービスについて

2. 高山佳久議員の一般質問並びに当局の答弁

- ① 歳入増の取り組みについて
- ② 有害鳥獣について
- ③ 学校運営協議会について
- ④ 不登校について
- ⑤ 学校の働き方改革について

2. 議案第1号から第18号までの質疑後委員会付託

3. 休会の件

○出席議員

議長 向後研二君

副議長 細谷菜穂子君

1番	高澤知佳代君	2番	高鳥竜平君
3番	佐久間秀之君	4番	折原孝浩君
5番	糸久佳伸君	6番	野口雅一君
7番	小倉義久君	8番	御園敏之君
9番	工藤孝弘君	10番	河野英美君
11番	横堀喜一郎君	12番	河野健市君
13番	高山佳久君	14番	石毛隆夫君
15番	岡沢与志隆君	18番	鈴木敏文君
19番	平ゆき子君	20番	ますだよしお君
21番	三橋弘明君	22番	常泉健一君

☆

☆

○欠席議員

なし

☆

☆

○出席説明員

市 長	市 原 淳 君	教 育 長	富 田 浩 明 君
総 合 企 画 部 長	平 井 仁 君	財 務 部 長	菅 谷 直 博 君
市 民 部 長	中 田 喜 一 郎 君	福 祉 部 長	佐 久 間 栄 一 君
経 済 環 境 部 長	高 橋 啓 一 君	都 市 建 設 部 長	白 井 高 君
教 育 部 長	佐 久 間 尉 介 君	総 合 企 画 部 次 長 (総 務 課 長 事 務 取 扱)	飯 島 博 美 君
財 務 部 次 長 (市 民 税 課 長 事 務 取 扱)	平 井 香 奈 子 君	市 民 部 次 長 (生 活 課 長 事 務 取 扱)	根 本 孝 亮 君
福 祉 部 次 長 (社 会 福 祉 課 長 事 務 取 扱)	鬼 島 啓 太 君	経 済 環 境 部 次 長 (農 政 課 長 事 務 取 扱)	積 田 篤 君
都 市 建 設 部 次 長 (土 木 建 設 課 長 事 務 取 扱)	小 高 一 宏 君	都 市 建 設 部 次 長 (都 市 整 備 課 長 事 務 取 扱)	丸 利 幸 君
教 育 部 次 長 (教 育 総 務 課 長 事 務 取 扱)	新 木 和 敏 君	職 員 課 長	神 馬 幹 夫 君
財 政 課 長	安 田 博 彦 君		

————— ☆ ————— ☆ —————

○出席事務局職員

事 務 局 長	白 井 康 史
局 長 補 佐	東 間 一 博
議 事 係 長	金 綱 邦 彦